

「地域医療構想調整会議」の設置について

資料1

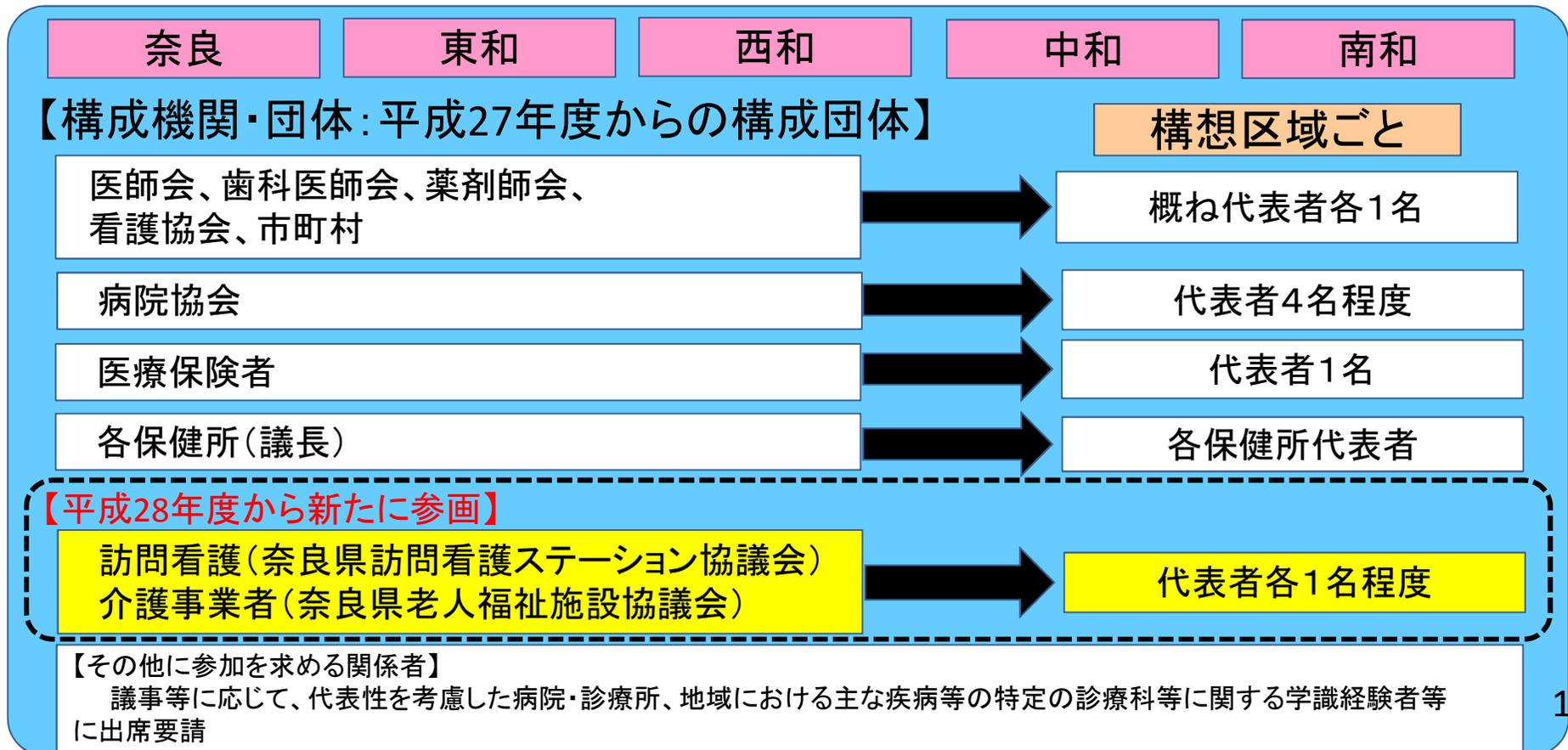
■設置目的

奈良県地域医療構想の実現に向けた取組を協議するため、構想区域ごとに地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の必要病床数を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行う。

(医療法第30条の14)

■議事について

- ・地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- ・病床機能報告制度による情報等の共有
- ・医療介護基金計画に盛り込む事業に関する協議
- ・その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議 等



【地域医療構想調整会議の主な論点】

- ・高度医療、救急医療の在り方、急性期病床からの機能の転換や多様化、急性期病床と回復期病床の連携などの病床機能の分化と連携
- ・医療と介護の連携や在宅医療等の体制整備
- ・これらを進めるための医師配置の在り方

本日の会議の内容

【事務局説明】

- ①奈良県地域医療構想の概要について
- ②地域包括ケアシステムの構築に向けて
- ③地域医療構想実現に向けたこれからの取組

【意見交換】

- ①地域医療構想実現に向けた課題及びこれからの方向性について
- ②検討に必要なデータ等の情報提供について